

さいたま市福祉有償運送運営協議会設置要綱

制 定：平成17年 8月16日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成18年11月29日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成19年 3月20日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成23年 3月31日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成25年 4月 1日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成28年 7月26日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成29年 4月 6日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成29年11月 9日 保健福祉局長決裁
一部改正：平成30年 8月23日 保健福祉局長決裁

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第3号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の適正な運営の確保を通じ、さいたま市の住民の福祉の向上を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のため必要となる事項を協議するため、さいたま市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービスの内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議に係る運営指針等)

第3条 前条の協議に係る運営指針等については、第6条に規定する会長が協議会に諮り別に定める。

(組織)

第4条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) さいたま市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の法第9条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者（以下「一般旅客自動車運送事業者」という。）及びその組織する団体
- (2) さいたま市に現在する住民又は福祉有償運送の利用が想定される者
- (3) 関東運輸局長若しくは関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) さいたま市において現に福祉有償運送を行っている規則第49条第2号に規定する特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する職員

(6) 学識経験者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者

(7) 本市職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、会長は保健福祉局福祉部長を、副会長は保健福祉局長寿応援部長の職にある者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の定めに関わらず、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第145号平成18年9月15日）に定める「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」5.(5)運営協議会における地域公共交通確保のための検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係者の出席)

第9条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年8月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月23日から施行する。